

消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討 ワーキング・グループ御説明資料

令和4年6月21日 消費者庁取引対策課

特定商取引法及び預託法の行政処分について

特定商取引法

〇指示(特定商取引法第7条等)

法律違反行為等をした場合において、取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、是正のための措置、購入者等の利益の保護を図るための措置等をとるべきことを指示することができる。

【例】再発防止策を講ずること、コンプライアンス体制の構築、 不実告知等の違反行為の内容を消費者に通知すること

〇業務停止命令(同法第8条第1項前段等)

法律違反行為等をした場合において、取引の公正及び購入者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は 指示に従わないときは、業務の停止を命ずることができる。(2年以内)

〇業務禁止命令(同法第8条の2等)

業務停止命令の期間と同一の期間、業務遂行に主導的な役割を果たしている役員等に対し、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の担当役員となることを含む。)の禁止を命ずることができる。

預託法

〇取引停止命令(預託法第19条第1項前段)

法律違反行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、勧誘又は取引の停止を命ずることができる。 (2年以内)

〇措置命令(同項後段)

法律違反行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、顧客又は預託者の利益を保護するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

〇業務禁止命令(同法第20条)

取引等停止命令の期間と同一の期間、業務遂行に主導的な役割を果たしている役員等に対し、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の担当役員となることを含む。)の禁止を命ずることができる。

* 令和3年改正(令和4年6月1日施行)により、特定関係法人において同一の業務を行っている役員等に対する業務停止命令を新設。

特定商取引法及び預託法に基づく行政処分実績

特定商取引法に基づく行政処分件数(国)

(令和4年6月1日現在)

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 業務停止命令 | 14 | 15 | 13 | 26 | 33 | 13 | 4 |
| 指示 | 14 | 17 | 19 | 30 | 33 | 13 | 4 |
| 業務禁止命令 | | _ | 26 | 33 | 23 | 15 | 4 |
| 計 | 28 | 32 | 58 | 89 | 89 | 41 | 12 |

預託法に基づく行政処分件数

(令和4年6月1日現在)

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 業務停止命令 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 措置命令 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

- (注1) 特定商取引法に基づく消費者庁の業務停止命令、指示及び業務禁止命令については、地方経済産業局等による処分件数も含む。
- (注2) 2018~2022年度の行政処分件数は2016年改正により新設された業務禁止命令を含む(2017年12月に施行)。

ジャパンライフ株式会社(磁気治療機器の販売を伴う預託取引) に対する行政処分

| 時期と違反法令 | 処分内容 | 違反事実 |
|--------------------------------------|---|---|
| 平成28年12月16日 【預託法違反】 【特定商取引法違反】 | ○ <u>業務停止命令3か月</u> ・預託等取引(預託法) ・連鎖販売取引、訪問販売(特定商取引法) ○ <u>措置命令・指示</u> ・違反行為の原因調査、再発防止策の報告等(預託法、特定商取引法) | ○ 書面の交付・備置き義務違反○ 勧誘目的等不明示 |
| 平成29年3月16日 【預託法違反】 【特定商取引法違反】 | ○ 業務停止命令9か月 ・預託等取引(預託法) ・連鎖販売取引、訪問販売(特定商取引法) ○ 措置命令・指示 ・正確な商品の保有実態や外部会計監査結果を顧客に通知すること等(預託法、特定商取引法) | ○ 重要事実不告知(商品の保有 状況)○ 書面の交付・備置き義務違反 (負債の過少計上等) |
| 平成29年11月17日 【特定商取引法違反】 | ○ 取引停止命令1年間 ・業務提供誘引販売取引(特定商取引法) ○ 指示 ・外部監査結果を踏まえた正確な財務状況(大幅な債務超過)等を顧客に通知すること等(特定商取引法) | ○ 勧誘目的等不明示○ 重要事実不告知(外部監査結果を踏まえた正確な財務状況)○ 契約書面交付義務違反○ 迷惑解除妨害 |
| 平成29年12月15日 【預託法違反】 【特定商取引法違反】 | ○ 業務停止命令1年間 ・預託等取引(預託法) ・連鎖販売取引(特定商取引法) ○ 措置命令・指示 ・外部監査結果を踏まえた正確な財務状況等を顧客に通知すること等(預託法、特定商取引法) | ○ 勧誘目的等不明示○ 重要事実不告知(外部監査結果を踏まえた正確な財務状況)○ 契約書面交付義務違反○ 迷惑解除妨害○ 書類の備置き義務違反(負債の過少計上等) |

WILL株式会社等に対する行政処分等

関連する行政処分等の経緯

1特定商取引法に基づく行政処分

(1) 平成30年12月21日付け公表(連鎖販売取引について)

ア取引等停止命令(15か月)及び指示:WILL株式会社

イ業務禁止命令(15か月):大倉満など6名

<違反事実>

- ・重要事実不告知
- ・勧誘目的等不明示
- ・契約書面交付義務違反
- (2) 令和元年7月22日付け公表(下記ア)及び同年8月6日付け公表(下記イ)(訪問販売について)

ア 業務停止命令(24か月又は18か月)及び指示

(24か月): WILL株式会社

(18か月):株式会社レセプションなど7社

イ 業務禁止命令(24か月):大倉満など2名

(18か月):赤﨑達臣など5名

<違反事実>

・役務の内容についての不実告知

- (3) 令和3年3月23日付け公表(訪問販売について)
 - ア 業務停止命令(24か月)及び指示: VISION株式会社

業務停止命令(24か月):株式会社レセプション

イ 業務禁止命令(24か月):大倉満、赤﨑達臣

<違反事実>

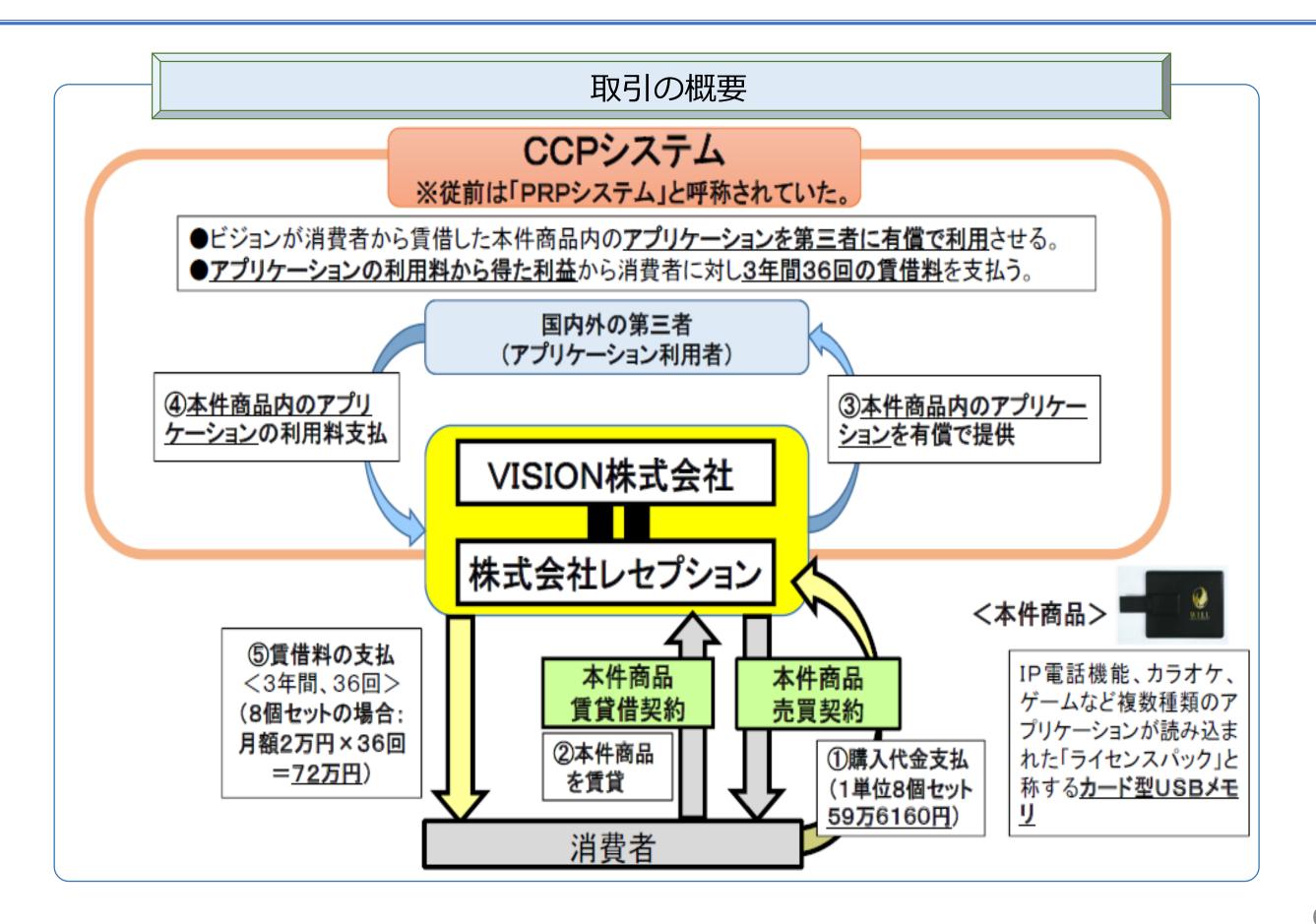
- ・役務の内容についての不実告知
- ・重要事実不告知

2 消費者安全法に基づく消費者に対する注意喚起

- (1) **令和元年7月22日付け公表:**株式会社ワールドイノベーションラブオールの名義で行われる「PRPシステム」と称する役務の訪問販売に関する注意喚起
- (2) 令和元年11月8日付け公表: VISION株式会社の名義で行われる「PRPシステム」 と称する役務の訪問販売に関する注意喚起
- (3) **令和3年6月4日付け公表:**ピクセル&プレス株式会社の名義で行われる「CCPシステム」

又は「SHKビジネス」と称する役務の訪問販売に関する注意喚起

VISION株式会社等が行う取引の概要等



消費者安全法の注意喚起との連携について(令和2年度~)

<特定商取引法に基づく行政処分>

<消費者安全法第38条第1項に基づく消費者に対する注意喚起>

<令和2年4月7日処分>

業務停止命令(3か月)、指示 通信販売業者13事業者

⇒令和2年4月7日公表

・偽ブランド品を販売する通信販売事業者に関する注意喚起(13件) (消費者事故等の種類:虚偽の広告)

<令和2年11月30日処分>

- ・取引等/業務停止命令(6か月)、指示(株)アイエムエスジャパン、佐藤 彰芳
- ·業務禁止命令(6か月) 前原健二、佐藤 彰芳

⇒令和2年12月1日公表

・福利厚生サービスに係る連鎖販売事業者に関する注意喚起(2件) (消費者事故等の種類:不実告知、契約書面交付義務違反)

<令和3年2月3日処分>

- ・業務停止命令(6か月)、指示 U-werkホールディングス(株)、(株)ワンズウェイ
- ・業務禁止命令(6か月)U-werkホールディングス(株)、(株)ワンズウェイの 代表取締役

⇒令和3年2月4日公表

・教育サービスに係る訪問販売事業者に関する注意喚起(4件) (消費者事故等の種類:威迫して困惑させる行為、再勧誘、迷惑勧誘)

<令和3年3月20日処分>

- 業務停止命令(24か月)、指示 : VISION(株)<令和3年3月21日処分>
- 業務停止命令(24か月) : (株)レセプション
- 業務禁止命令(24か月)VISION(株)の会長、事務局長などと呼称される者

⇒令和3年6月4日公表

・「CCPシステム」等と称する役務の訪問販売事業者に関する注意喚起(1件) (消費者事故等の種類:不実告知)

<令和4年2月24日処分>

- ・業務停止命令(6か月)、指示 Rセキュリティ(株)、(株)鍵
- ・業務禁止命令(6か月) Rセキュリティ(株)の代表取締役

⇒令和4年2月25日公表

・鍵の開錠・修理等に関する役務の訪問販売事業者に関する注意喚起(7件) (消費者事故等の種類:不実告知、債務の履行拒否)

「特定商取引に関する法律」の概要

- 〇原則として、「何人も、・・・契約をするかどうかを自由に決定することができ (改正民法 第521条第1項。契約自由の原則)。
- 〇消費者契約(事業者と消費者との間で締結される契約)については、事業者と消 費者の間の「情報の非対称性」等から、特別の民事ルールを規定(勧誘の際に不 実の説明が行われた場合の取消権など)。
- 〇さらに、特定商取引(訪問販売や通信販売、連鎖販売取引など)については、 「勧誘時の不意打ち性」や「覆面性」、強い「誘引力」、長期・高額の契約、隔 地者間取引といった特殊性により、消費者の自由意思が特に歪められるおそれが 高いことから、より重い特別のルール(行政規制(罰則や行政処分で担保)+民 事ルール(クーリング・オフ、中途解約権、取消権等))を規定。

1. 本法律の対象となる取引類型

(消費者が自ら求めないのに、販売の勧誘を受ける)

- 1. 訪問販売
- 2. 電話勧誘販売

(事業者と対面して商品や販売条件を確認できない)

3. 通信販売

(長期・高額の負担を伴う)

4. 特定継続的役務提供

(ビジネスに不慣れな個人を勧誘する) **5. 連鎖販売取引**

- 6. 業務提供誘引販売取引

(消費者が自ら求めないのに、購入の勧誘を受ける) **7. 訪問購入**

2. 法律の内容

<行政規制>

- 〇氏名等の明示の義務付け
- 〇不当な勧誘行為の禁止
- 〇広告規制
- 〇書面交付義務
- 〇告知義務

等

く民事ルール>

- 〇取消権
- 〇中途解約権
- ○返品ルール
- 〇過量販売解除

等

「預託等取引に関する法律」の概要

預託等取引の規制を定めるとともに、販売を伴う預託等取引(販売預託)を原則禁止

【預託等取引:①又は②のいずれかの取引】

- ①3か月以上の期間にわたり物品等の預託を受けること及び当該預託に関し財産上の利益の供与を約すること
- ②物品等の預託を受けること及び3か月以上の期間の経過後に当該物品等の買取りを約すること
- (※) 昭和61年に施行された特定商品等の預託等取引契約に関する法律が令和3年に改正されたもの(令和4年6月施行済)

規制の対象

- ●全ての物品及び特定権利の預託等取引が対象
 - 特定権利
 - 一定の施設の利用に関する権利
 - 物品の利用権、引渡請求権等

行為規制

預託等取引業者は以下の規制を遵守する必要あり

●書面の交付

- ・契約の締結前に契約の内容等を記載した書面を交付
- ・契約の締結時及び更新時にも書面を交付

●不当な勧誘等の禁止

- ・重要事項(供与される財産上の利益の金額等)に関する 不実告知、故意の不告知を禁止
- ・ 威迫困惑行為を禁止

●書類の閲覧等

- ・業務及び財産状況を記載した書類の備置き、預託者ごとに帳簿書類(契約書面の写し等)の作成及び保存
 - ⇒ 預託者は閲覧、謄写、交付の請求が可能

販売預託の原則禁止

- ●販売預託に係る勧誘等及び契約の締結等を<mark>原則禁止</mark>
 - 一 内閣総理大臣(消費者庁)の厳格な確認を受けた場合に限り、例外的に販売預託に係る勧誘等及び契約の締結等が可能
- ●確認を受けないで締結等した契約は無効 確認を受けないで勧誘等又は契約の締結等をした場合 は行政処分及び罰則の対象

<過去に問題となった販売預託のスキーム>



主な民事ルール

●クーリング・オフ

・契約の締結時又は更新時に交付される書面の受領後の14日間は 預託者は無条件に契約の解除が可能

●<u>中途解約権</u>

・クーリング・オフ期間の経過後も預託者は中途解約が可能

違反した場合は、行政処分及び罰則の対象